

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付要綱

16川企広第32号

(平成16年4月19日市長決裁)

(通則)

第1条 「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、「音楽のまち・かわさき」推進協議会（以下「推進協議会」という。）が実施する事業に要する経費の一部を予算の範囲内において補助することにより、川崎市内の音楽を中心とした芸術や市民文化の創造によるうまいのある豊かな地域社会の実現、音楽関連産業の振興や新たな産業機会の創出などによる活力ある地域経済の創造など、音楽を通じた幅広い効果を追求する「音楽のまち・かわさき」の実現を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び経費)

第3条 補助の対象となる事業は、推進協議会の行う次に掲げる事業とする。

- (1) 音楽人材や音楽資源の緊密な連携を図り、音楽の基盤づくりに資する事業
- (2) 音楽関連産業の振興や新たな産業機会の創出を図る事業
- (3) 音楽の裾野を拓げるための事業
- (4) 音楽関連活動の情報を収集し、発信する事業
- (5) その他、推進協議会の目的達成のために必要な事業で、市長の認めるもの

2 補助の対象となる経費は、前項の事業の実施に必要な次に掲げる経費とする。
会議費、旅費交通費、通信費、消耗品費、印刷製本費、保険料、謝金、租税公課、委託費、諸会費、負担金、備品費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費のうち自主財源充当額を除いた額とする。ただし、当該年度の予算額を上限とする。

(交付申請)

第5条 推進協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助事業等に係る収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助決定及び決定通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、その内容

及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、推進協議会に通知する。

（補助金の交付）

第7条 補助金は前条の決定を行ったのち、推進協議会からの請求を受け、概算払により、交付する。

（市内中小企業者への優先発注）

第8条 推進協議会は、補助金等の交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難しいと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

（実績報告）

第9条 推進協議会は補助事業が完了したときは、次に掲げる書類を市長が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業の成果及び補助金に係る収支計算に関する事項を記載した実績報告書（第3号様式）及び市長が必要と認める添付書類
 - (2) 発注実績報告書（第4号様式）
 - (3) 入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第5号様式）
- 2 前項第2号に定める発注実績報告書については、対象経費のうち、1件の金額が1,000,000円を超える支出となる案件について記載するものとし、第7条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。
- 3 推進協議会は、市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書（第6号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として搭載されている者、又は推進協議会に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。
- 4 本条第1項第3号に定める入札（見積り）が行えないことに係る理由書については、第7条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難しい事由がある場合に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び

これに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（第7号様式）により、推進協議会に通知する。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件その他法令等に基づき市長が行った指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助金の対象となる事業を中止又は廃止したとき。
- (5) 代表者又は役員が暴力団員と認められたとき。
- (6) 第8条若しくは第9条の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、推進協議会に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、確定額を超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第13条 推進協議会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年から5年間保管しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成16年4月19日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付を決定した補助金に対する第7条から第12条の適用については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付を決定した補助金に対する第7条から第12条の適用については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付を決定した補助金に対する第7条から第12条の適用については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付を決定した補助金に対する第7条から第12条の適用については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付を決定した補助金に対する第7条から第12条の適用については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付を決定した補助金に対する第7条から第12条の適用については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年3月31日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに交付を決定した補助金に対する第7条から第12条の適用については、この要綱は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(第1号様式)

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

名 称
所 在 地
代表者氏名

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金の交付を受けたいので、「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添え、次のとおり申請いたします。

- 1 補助金交付申請額
- 2 推進協議会事業総額
- 3 事業完了予定日
- 4 添 付 書 類

事業計画書 別紙1のとおり

収支予算書 別紙2のとおり

(第2号様式)

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付決定通知書

年 月 日

「音楽のまち・かわさき」推進協議会
会 長 様

川 崎 市 長

年 月 日付けで申請のありました「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金につきましては、次のとおり決定いたしましたので、「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

1 交 付 決 定 金 額

2 補助金交付時期等

年 月 円
年 月 円

3 交 付 の 条 件

- (1) 他の用途に使用しないでください。
- (2) 事業を完了したときは、実績報告書を提出してください。
- (3) 経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておいてください。

(第3号様式)

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

名 称 「音楽のまち・かわさき」推進協議会
所在地
代表者氏名

年 月 日付けで交付決定通知があった「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金について、当該事業が完了したので、「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

- 1 概算払い受領額
- 2 推進協議会事業費
- 3 補助金精算額
- 4 事業完了日
- 5 添付書類

事業報告書 別紙1のとおり

収支決算書 別紙2のとおり

(第4号様式)

年 月 日

発注実績報告書

川崎市長 様

所在地 〒 _____

名称 _____

代表者 職名 _____

氏名 _____ 印

年 月 日第 号で交付決定された事業について、「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名 _____

2 発注実績 (別添とすることも可)

※対象経費のうち、100万円を超える工事、委託、物品購入に係る契約のみを記載してください。(単位：円)

	契約日	契約種別 (工事、委託、物品)	契約名称	業者名	市内中小 の別	契約金額
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
					合計	

3 添付書類

(1) 上記、契約結果の分かる書類の写し

(2) 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し
難い事由

(注)市内中小企業者の定義

中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に
主たる事務所又は事業所を有する者**(原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業)

※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

(第5号様式)

年 月 日

入札（見積り）が行えないことに係る理由書

名 称 「音楽のまち・かわさき」推進協議会
所在地
代表者氏名

100万円を超える工事請負・物品の購入・業務委託の契約について、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない契約について

1. 件名 _____

2. 発注先 _____

3. 提出する見積書の種類及び数量（辞退届を含む）

市内中小企業者による見積書 ____通 / 市内中小企業者以外による見積書 ____通

4. 市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収が行えない理由

	(1)市内中小企業者で取扱いがない
	(2)2者以上の市内中小企業者で取扱いがない
	(3)特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内中小企業者では目的が達成できない
	(4)継続的に行っている既存設備のメンテナンスや工事の施工における保証等で、特定業者でなければアフターサービス等に支障がある
	(5)工事を発注する場合で、発注する仕様に定める施工中や施工後の保証内容等を含め、市内中小企業者では対応できないもの
	(6)上記以外の事由（事由内容を下記に記載）

※複数の理由に当てはまる場合は、(1)から(6)の順に最初に当てはまる1つの理由を選択してください。

5. 4. で(6)の理由を選択した場合、その事由内容

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付要綱第8条に定める市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者からの見積書の徴収により難い理由について、十分な調査を行った結果、上記理由に該当すると判断いたしました。上記理由に該当しないことが明らかになった場合、交付された助成金の全部または一部を返還いたします。

(注)市内中小企業者の定義: 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、**市内に主たる事務所又は事業所を有する者**（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業）※ただし、個人事業主については住所が川崎市内にある者

(第6号様式)

誓 約 書

私は、次の案件の入札に参加または見積書の提出を行うにあたり、当社が川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者であることを誓約します。

案件名 _____

※本誓約書に虚偽の記載があった場合には、上記案件に係る入札・見積り等の契約手続から除外または契約を解除する場合があります。

【参考】

○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

（中小企業者の範囲及び用語の定義）

第二条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

○川崎市内企業の定義

川崎市内に主たる事務所又は事業所を有する企業（原則として川崎市内に登記簿上の本店がある企業、個人事業主については住所が川崎市内にあるもの）をいう。

年 月 日

(あて先)「音楽のまち・かわさき」推進協議会

会長

様

住 所 _____

商号又は名称 _____

(ふりがな)

代表者職氏名 _____

印

資本金の額 _____ 円

職員総数 _____ 人

(※代表者・役員を含む常時雇用されている人数を記入してください。)

(第7号様式)

「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付額確定通知書

年 月 日

「音楽のまち・かわさき」推進協議会
会 長 様

川 崎 市 長

年 月 日付けで実績報告のありました「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金につきましては、次のとおり確定いたしましたので、「音楽のまち・かわさき」推進協議会補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 交付確定金額

なお、経費の収支を明らかにした書類、帳簿を5年間整備しておいてください。